

議案第100号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,800円」を「34,300円」に改め、同項第2号中「49,100円」を「51,700円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「52,100円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「139,800円」を「143,600円」に改め、同号ア中「700万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「147,400円」を「158,700円」に改め、同号ア中「1,000万円未満」を「620万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 173,800円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 181,400円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 196,500円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,600円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「37,800円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「52,900円」を「51,700円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

説 明

芽室町介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料率を改正するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,300円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,700円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,100円</p> <p>(4)と(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 90,700円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 98,200円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額について</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 37,800円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,100円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,700円</p> <p>(4)と(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 90,700円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 98,200円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額について</p>

改正案	現 行
<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 113,400円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,500円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>143,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額について</p>	<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 113,400円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,500円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>139,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額について</p>

改正案	現 行
<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>158,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、<u>次号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> 173,800円</p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> 181,400円</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな</u></p>	<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>147,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）</p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 162,500円</p>

改正案	現 行
<p><u>い状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 196,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,500円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,600円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,700円とする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,600円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,800円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,900円とする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の</p>

改正案	現 行
<p>保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から条例第4条第1号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>額と当該該当するに至った日の属する月から条例第4条第1号から<u>第11号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 一略一</p>

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第8期（令和3年度から令和5年度まで）			所得段階	第9期（令和6年度から令和8年度まで）			芽室町介護保険条例の 関係条文			
	対象者		保 険 料		対象者		保 険 料				
	本人の属する 世帯の状況	本人の状況			本人の属する 世帯の状況	本人の状況					
標準 段階	第1段階	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 37,800円	第1段階	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円以下の方	基準月額 × 0.455 年額 34,300円	第4条第1項第1号 第4条第2項 第4条第1項第2号 第4条第3項 第4条第1項第3号 第4条第4項 第4条第1項第4号 第4条第1項第5号 第4条第1項第6号 第4条第1項第7号 第4条第1項第8号 第4条第1項第9号 第4条第1項第10号 第4条第1項第11号 第4条第1項第12号 第4条第1項第13号 第4条第1項第14号		
				R3～軽減後 ※2				基準月額 × 0.285 年額 21,500円 月額 1,796円			
				基準月額 × 0.65 年額 49,100円				R6～軽減後 ※2		基準月額 × 0.685 年額 51,700円	
	第2段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 37,800円 月額 3,150円	第2段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.485 年額 36,600円 月額 3,056円			
				R3～軽減後 ※2				基準月額 × 0.69 年額 52,100円		R6～軽減後 ※2	基準月額 × 0.685 年額 51,700円 月額 4,316円
				基準月額 × 0.75 年額 56,700円				基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円		基準月額 × 0.90 年額 75,600円 月額 6,300円	
	第3段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方	基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円	第3段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方	基準月額 × 0.685 年額 51,700円 月額 4,316円			
				R3～軽減後 ※2				基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円		基準月額 × 1.00 年額 75,600円 月額 6,300円	
				基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円				基準月額 × 1.00 年額 75,600円 月額 6,300円		基準月額 × 1.00 年額 90,700円 月額 7,560円	
	第4段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と 課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円	第4段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と 課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円			
R3～軽減後 ※2				基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円				基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円			
基準月額 × 1.00 年額 75,600円 月額 6,300円				基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円				基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円			
第5段階 (基準)	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と 課税年金収入額との合計額が80万円を超える方	基準月額 × 1.00 年額 75,600円 月額 6,300円	第5段階 (基準)	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と 課税年金収入額との合計額が80万円を超える方	基準月額 × 1.00 年額 75,600円 月額 6,300円				
			R3～軽減後 ※2				基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円	基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円			
			基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円				基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
第6段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が120万円未満の方	基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円	基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円			
			基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円			合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円	基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円			
第7段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	第7段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
			基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
第8段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	第8段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
			基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
第9段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が320万円以上 500万円未満の方	第9段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が500万円以上 700万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
			基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			合計所得金額が500万円以上 700万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			
多 段 階 化	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が500万円以上 700万円未満の方	第10段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準月額 × 1.90 年額 143,600円 月額 11,970円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方	基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円	基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円			
			基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円			合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方	基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円	基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円			
第10段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方	第11段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準月額 × 2.30 年額 173,800円 月額 14,490円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準月額 × 2.40 年額 181,400円 月額 15,120円	基準月額 × 2.40 年額 181,400円 月額 15,120円			
			基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円			合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準月額 × 2.30 年額 173,800円 月額 14,490円	基準月額 × 2.30 年額 173,800円 月額 14,490円			
第11段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が1,000万円以上の方	第12段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が720万円以上 1,000万円未満の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円			
			基準月額 × 2.15 年額 162,500円 月額 13,545円			合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円			
多 段 階 化	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が1,000万円以上の方	第13段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円			
多 段 階 化	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	本人が町民税 課税	合計所得金額が1,000万円以上の方	第14段階	世帯員が町民 税を課税され ている世帯	合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円				
			R3～軽減後 ※2			合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円			

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額は、1円未満の端数は切り上げる。
算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。ただし、公費軽減後の保険料額に
ついて10円未満の端数は切り上げとする。

※2 第1～3段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は保険料公費軽減
制度による軽減後の割合と保険料額。